

保険外負担金改正のお知らせ

平成30年度、国（厚生労働省）が「医療機関の機能分担の推進」と「かかりつけ医の推奨」を図るために定めた制度が改正されました。

400床以上の地域医療支援病院を受診した場合、通常の診療費のほかに一定額以上の保険外負担金を徴収することとなり、当病院においても現行の徴収金額の見直しを行うこととなりました。患者さんのご理解とご協力をお願いいたします。

改正日 **平成30年10月1日**

【初診時】 **5,400円（税込）**

他の医療機関からの紹介状を持たず受診された方が対象となります。

【再診時】 **2,700円（税込）**

以下の方が対象となります。

- 病状が安定し、他の医療機関への紹介を受けた方で、紹介状なしに再受診された方
- 他の医療機関への紹介を当病院より申し出たが、引き続き当病院での診療を希望された方

【時間外】 **5,400円（税込）**

時間外に受診した方で緊急性の低い方が主な対象となります。

※次の方は、保険外負担金徴収の対象外です。

- 他の医療機関から紹介状を持参した方
- 診療後に入院となった方
- 国、地方の公費負担医療制度の受給対象者（難病などは対象疾患に限ります）
- そのほか、国及び当病院が定める条件に該当する方

伊勢崎市民病院長